

# 平成 24 年産飼料作物の放射性物質検査について

平成 24 年 7 月 25 日

農政部畜産振興課

## I 基本的な考え方

平成 24 年産飼料作物については、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成 24 年 2 月 10 日付け畜振第 1098 号 栃木県農政部長通知）及び「平成 24 年に収穫される単年生飼料作物（夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成 24 年 3 月 9 日付け畜振第 1156 号 栃木県農政部長通知）、「平成 24 年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成 24 年 5 月 28 日付け畜振第 258 号 栃木県農政部長通知）、「平成 24 年に収穫される WCS 用稲の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成 24 年 5 月 28 日付け畜振第 259 号 栃木県農政部長通知）、「平成 24 年産米穀の飼料利用について」（平成 24 年 5 月 28 日付け畜振第 261 号 栃木県農政部長通知）において流通・利用の自粛を要請しているところであるが、飼料作物の種類ごとに定めるモニタリング検査等の実施結果をもって自粛解除の可否を判断する。

### 1 モニタリング検査

#### 1) 調査地域等

栃木県は、県内の農地土壌の放射性物質濃度や飼料作物の栽培面積等を考慮し、利用作物ごとに県内を複数の検査地域に区分し、区域ごとに原則 5 点以上の検査地点を設定し、当該作物の放射性物質濃度を測定する。

#### 2) 自粛解除等

新暫定許容値（牛用飼料 100Bq/kg。水分含量 8 割ベース。以下「新基準値」と略。）により、地域ごとに当該作物の流通・利用自粛解除の可否を判断する。

モニタリング検査結果	対 応
①地域内の全てが新基準値以下	流通・利用の自粛を解除
②地域内の一部が新基準値を超過	・当該地域を細分化し、各 5 点以上で再検査実施 ・再検査の結果を踏まえて流通・利用の自粛解除を判断
③地域（細分化地域を含む）内の全てが新基準値を超過	・流通・利用の自粛を継続 ・農地等の除染対策の実施を徹底

#### 3) 検査の時期

立毛で検査する場合は収穫適期の 1 週間前以降とし、刈取って予乾中のもの又はロール等で検査する場合は、収穫調製後から給与までの間とする。

#### 4) 検査方法

放射性セシウム分析は県農業試験場のゲルマニウム半導体検出器で実施し、水分分析は畜産酪農研究センターで実施する。

### 2 給与前検査（詳細は別紙「平成 24 年産牧草等の給与前検査の実施について」による）

サイレージや乾草等調製作業において土壌等の影響を受ける収穫物については、モニタリング検査結果に比較し、放射性物質濃度が高まる可能性があることから、収穫物の放射性濃度を測定する。

#### 1) 対象作物

永年生牧草、単年生牧草、エン麦・ライ麦、麦稈を刈取ってロール等に調製したものである。

## 2) 調査地域等

モニタリング検査と同一の検査地域、検査地点とするが、放牧・青刈り利用の検査地点は対象外とする。

ただし、モニタリング検査で 20Bq/kg を超過した地域にあつては全戸検査とする。

なお、麦稈の検査については、収集・供給を行う者を対象とする。

## 3) 利用の判断と給与指導

新基準値により地域及び農家ごとに当該収穫物の給与の可否を判断するとともに、新基準値を下回った場合においても、畜産物への移行を考慮し、必要に応じて給与指導を実施する。

給与前検査結果	対 応
①新基準値以下	・当該収穫物の放射性セシウム濃度及び移行係数から地域及び農家ごとの給与診断表を作成 ・診断表に基づき給与指導
②新基準値超過	・当該収穫物の流通・利用を制限 ・適正処分を要請

## 4) 検査の時期

収穫調製時から給与前までとする。

## 5) 検査方法

モニタリング検査と同一地点の放射性セシウム分析は県農業試験場のゲルマニウム半導体検出器で検査し、全戸検査は各農業振興事務所及び農業試験場、畜産酪農研究センターの NaI シンチレーションスペクトロメータで検査する。

水分分析は畜産酪農研究センターで実施するが、全戸検査の場合は、当該収穫物の放射性セシウム濃度から水分換算 80% の新基準値を明らかに下回ることが推測される場合は、水分分析を省略することができる。

## II 飼料作物の種類ごとのモニタリング検査の実施概要

### 1 永年生牧草、単年生牧草（4月19日検査方針決定）

※永年性牧草：耕起せずに複数年利用する牧草（オーチャードグラス等）

※単年性牧草：毎年耕起、播種を行い利用する牧草（イタリアンライグラス、ミレット等）

#### (1) 地域区分（9地域）

区 分	検査単位	該当市町
① 平成 23 年産牧草モニタリング検査で 100Bq/kg 超過地域	市町ごと	那須町、那須塩原市、塩谷町、日光市
② 100Bq/kg 超過の可能性のある地域（汚染状況重点調査地域。佐野市除く）		大田原市、矢板市、鹿沼市
③その他の地域	複数市町ごと	上記以外の市町

#### (2) 検査点数

永年生牧草、単年生牧草ごとに、各地域 5 点以上

#### (3) 採取方法

立毛状態の牧草を刈取りサンプルとする。

#### (4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、収穫作業及び青刈り給与・放牧利用の解除とし、給与

の可否の判断は給与前検査の結果による。

(5) 草地更新済み永年牧草地の取扱い

永年生牧草については、利用自粛地域となった地域においても、除染が適切に行われたことが確認できれば、利用可とする。

2 麦類（エン麦・ライ麦等）（4月19日検査方針決定）

※麦類：昨年秋に播種し、今春に収穫するエン麦、ライ麦等

(1) 地域区分（3地域）

- ①（那須町）
- ②（那須塩原市・大田原市）
- ③（①・②以外の地域）

(2) 検査点数

地域毎に原則5点以上

(3) 採取方法

立毛状態の麦類を刈取りサンプルとする。

(4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、収穫作業及び青刈り給与・放牧利用の解除とし、給与の可否の判断は給与前検査の結果による。

3 飼料用・敷料用麦稈（5月17日検査方針決定）

(1) 地域区分（4地域）

- ①那須地域（那須町、那須塩原市、大田原市）
- ②塩谷・上都賀地域（矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市）
- ③県東地域（牧草検査の県東地域と同様の11市町）
- ④県南地域（牧草検査の県南地域と同様の8市町）

(2) 検査点数

地域毎に原則5点以上（詳細は別紙参照）

原則、飼料・敷料・土改材利用をするほ場から選定

(3) 採取方法

立毛状態の麦を刈取りサンプルとする（実の部分は切り取り、わらの部分のみを使用）。

※敷料、土壌改良資材の利用可否判断も併せて行う。

(4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、収穫作業の解除とし、給与の可否の判断は給与前検査の結果による。

4 野草（5月10日検査方針決定）

畦畔草や土手草などの野草は、次の理由により当分の間飼料・敷料としての利用は自粛するものとする。

- (理由)
- ・地形や雨水の影響等野草の発生環境により放射性物質濃度が高い可能性
  - ・除染や吸収抑制対策の徹底が困難

なお、今後の野草利用の可能性を探るため、定期的に汚染状況を把握する。

## 5 長大飼料作物（飼料用トウモロコシ、ソルゴー等）（5月17日検査方針決定）

(1) 地域区分（9地域） 牧草の区分と同様

(2) 検査点数

汚染状況重点調査地域：地域で5点以上または作付面積100haごとに1点ずつのいずれが多い方

その他の地域：作付面積100ha以下の市町は1点、100ha以上の市町は100haごとに1点

(3) 採取方法

立毛状態の長大飼料作物を刈取りサンプルとする

(4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、給与の可否の判断とする

## 6 稲わら（7月25日検査方針決定）

(1) 地域区分（9地域） 牧草の区分と同様

(2) 検査点数（詳細は別紙参照）

汚染状況重点調査地域：地域で5点以上または肉用牛飼養農家20戸ごとに1点ずつのいずれが多い方。ただし、米モニタリング検査（以下「米検査」という。）の重点検査区域において稲わら利用がある場合は、区域（旧市町村）ごとに1点以上を必ず含める。

その他の地域：市町ごとに1点

(3) 採取方法

ロール等に調製した稲わらをサンプルとする

(4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、給与の可否の判断とする

## 7 稲WCS（7月25日検査方針決定）

(1) 地域区分（9地域） 牧草の区分と同様

(2) 検査点数（詳細は別紙参照）

汚染状況重点調査地域：地域で5点以上または作付面積10haごとに1点ずつのいずれが多い方

その他の地域：市町ごとに1点

（詳細は別紙参照）

(3) 採取方法

ロール等に調製した稲WCSをサンプルとする

(4) モニタリング結果の取扱い

「流通・利用の自粛」の解除は、給与の可否の判断とする

## 8 飼料用米（7月25日検査方針決定）

(1) 出荷 米検査の結果、出荷・販売が可能となった区域の米穀については、飼料用としての出荷の自粛を解除する。

(2) 利用

① 玄米 畜産農家が単体飼料として利用する場合は、米検査の結果、放射性セシウムが暫定許容値以下となった区域の玄米のみを利用する。

② もみ米 畜産農家が単体飼料として利用する場合は、米検査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比（1.5）を乗じた数値が暫定許容値以下となった区域のもみ米のみを利用する。

なお、実際に放射性セシウム濃度を測定した場合は、その数値で判断する。

## 検査点数

### 1 永年生牧草及び単年生牧草

区分	No.	調査地域	該当市町	調査点数		調査時期	備考(調査地点)
				永年生 牧草	単年生 牧草		
重点 調査 地域	1	那須	那須町	11	10	4月下旬 ～5月下旬	概ね大字ごとに2点以上
	2	那須塩原	那須塩原市	7	20	4月中旬 ～5月下旬	概ね旧市町村ごとに永年生牧草は2点以上、単年生牧草は5点以上
	3	大田原	大田原市	5	15	4月中旬	概ね旧市町村ごとに永年生牧草は1点以上、単年生牧草は5点
	4	矢板	矢板市	5	5	4月中旬 ～5月上旬	5点以上
	5	塩谷	塩谷町	8	5	4月中旬 ～下旬	5点以上
	6	日光	日光市	9	5	4月下旬 ～5月下旬	5点以上
	7	鹿沼	鹿沼市	5	5	4月中旬	5点以上
それ 以外 の 市 町	8	県東	宇都宮市、上三川町、真岡市、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀 町、さくら市、高根沢町、那須烏 山市、那珂川町	6	11	4月中旬	作付のある市町各1点
	9	県南	栃木市、小山市、下野市 壬生町、岩舟町、野木町 足利市、佐野市	5	8	4月中旬	作付のある市町各1点
合計				61	84	※公共牧場は1～2点	

### 2 エン麦、ライ麦等

1	那須	那須町	5	4月中旬 ～下旬
2・3	県北	那須塩原市、大田原市	5	
4-9	その他	上記以外	5	
合計			15	

## 検査点数

### 3 飼料用・敷料用麦稈

No.	調査地域	該当市町	調査点数	調査時期	H22作付面積 (ha)
1-3	那須	那須町、那須塩原市、大田原市	5	5月下旬 ~6月上旬	1,562
4-7	塩谷・上都賀	矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市	5		685
8	県東	宇都宮市、上三川町、真岡市 益子町、茂木町、市貝町 芳賀町、さくら市、高根沢町 那須烏山市、那珂川町	5		4,133
9	県南	栃木市、小山市、下野市 壬生町、岩舟町、野木町 足利市、佐野市	5		5,566
合計			20		

### 5 長大飼料作物: 飼料用トウモロコシ、ソルゴー等

区分	No.	調査地域	該当市町	調査点数	調査時期	H22作付面積 (ha)	備考(調査地点)
重点調査地域	1	那須	那須町	10	7月下旬 ~8月下旬	961	作付面積100haごとに1点
	2	那須塩原	那須塩原市	16		1,579	作付面積100haごとに1点
	3	大田原	大田原市	5		484	作付面積100haごとに1点
	4	矢板	矢板市	5		115	地域で5点以上
	5	塩谷	塩谷町	5		74	地域で5点以上
	6	日光	日光市	5		170	地域で5点以上
	7	鹿沼	鹿沼市	5		209	地域で5点以上
それ以外の市町	8	県東	宇都宮市、上三川町、真岡市 益子町、茂木町、市貝町 芳賀町、さくら市、高根沢町 那須烏山市、那珂川町	17		1,022	作付面積100ha以下は各市町1点 100ha以上は100haごとに1点
	9	県南	栃木市、小山市、下野市 壬生町、岩舟町、野木町 足利市、佐野市	8		207	各市町1点
合計				76		4,821	

## 検査点数

### 6 稲わら

No.	調査地域	該当市町	調査点数	調査時期	肉用牛飼養農家(戸)	備考(調査地点)
1	那須	那須町	13	9月下旬 ~10月下旬	265	地域で5点以上または肉用牛飼養農家20戸ごとに1点のいずれが多い方。ただし、米モニタリング検査の重点検査区域において稲わら利用がある場合は、区域(旧市町村)ごとに1点以上を必ず含める。
2	那須塩原	那須塩原市	13		257	
3	大田原	大田原市	10		188	
4	矢板	矢板市	5		47	
5	塩谷	塩谷町	5		25	
6	日光	日光市	5		36	
7	鹿沼	鹿沼市	5		59	
8	県東	宇都宮市、上三川町、真岡市 益子町、茂木町、市貝町 芳賀町、さくら市、高根沢町 那須烏山市、那珂川町	11		301	各市町1点
9	県南	栃木市、小山市、下野市 壬生町、岩舟町、野木町 足利市、佐野市	8		189	
合計			75		1,367	

### 7 稲WCS

No.	調査地域	該当市町	調査点数	調査時期	H23作付面積(ha)	備考(調査地点)
1	那須	那須町	7	9月下旬 ~10月下旬	68	地域で5点以上または作付面積10haごとに1点のいずれが多い方
2	那須塩原	那須塩原市	8		75	
3	大田原	大田原市	15		147	
4	矢板	矢板市	5		41	
5	塩谷	塩谷町	7		70	
6	日光	日光市	5		26	
7	鹿沼	鹿沼市	5		42	
8	県東	宇都宮市、上三川町、真岡市 益子町、茂木町、市貝町 芳賀町、さくら市、高根沢町 那須烏山市、那珂川町	11		298	各市町1点
9	県南	栃木市、小山市、下野市 壬生町、岩舟町、野木町 足利市、佐野市	8		159	
合計			71		926	